

# 第6次下諏訪町行政改革大綱

－時代にあった改革の推進－

令和8年(2026年)4月

下 諏 訪 町

## 目 次

◆行政改革の経緯	2
◆町の状況と課題	2
◆行政改革大綱の目的	3
◆推進期間と推進体制	5
1 推進期間	
2 推進体制	
3 進行管理	
4 職員の取組	
◆基本方針・基本目標・取組の方向性	
1 時代の変化に応じた質の高い行政サービスの実現	6
2 住民とともに進める協働と連携のまちづくり	8

## ■ 行政改革の経緯

---

本町の行政改革への取組みは、昭和 57 年度に民公協働の行財政調査専門委員会を設置し、財政力に見合った行政運営を目指し、簡素化と効率化、経費節減などを推進したことから始まりました。平成 8 年度には第 1 次行政改革大綱を策定し、平成 15 年度には第 2 次行政改革推進の指針となる「新たなる行政改革推進のための大綱」を策定しました。この間、行政改革推進本部や事務合理化委員会を設置し、庁内全体で計画的な組織改革、事務事業評価、業務委託、補助金見直しなどを積極的に進めてきました。

平成 17 年度には下諏訪町行政改革審議会条例を制定し、町民の視点を反映させる仕組みを整え、翌 18 年度には第 3 次行政改革大綱「新たな改革への挑戦」を策定しました。ここでは、協働による行政運営や職員の意識改革、機構改革を進め、課題の整理と成果重視の行政改革を推進しました。さらに平成 23 年度には第 4 次大綱「改革の第 2 ステージへ」を策定し、「5 本の柱」を掲げ、従来取組みを発展させて個性豊かなまちづくりに向けた改革を進めました。

平成 28 年度には第 5 次行政改革大綱を策定し、人口減少や少子高齢化、社会保障費の増加といった社会環境の変化に対応するため、行財政経営プランとの連携を強化し、業務の効率化や公共施設の適正管理、情報公開と住民参画の推進など重点をおくことで、行財政経営の持続可能性を重視した改革に取り組みました。

## ■ 町の状況と課題

---

全国的に人口減少と少子高齢化が進行する中、本町においても生産年齢人口の減少や高齢化率の上昇が進み、地域コミュニティの維持や社会保障費の増大など、さまざまな課題が顕在化しています。こうした状況は、地域経済の縮小や担い手不足を招き、これまでの行政運営の枠組みを見直す必要性を一層高めています。

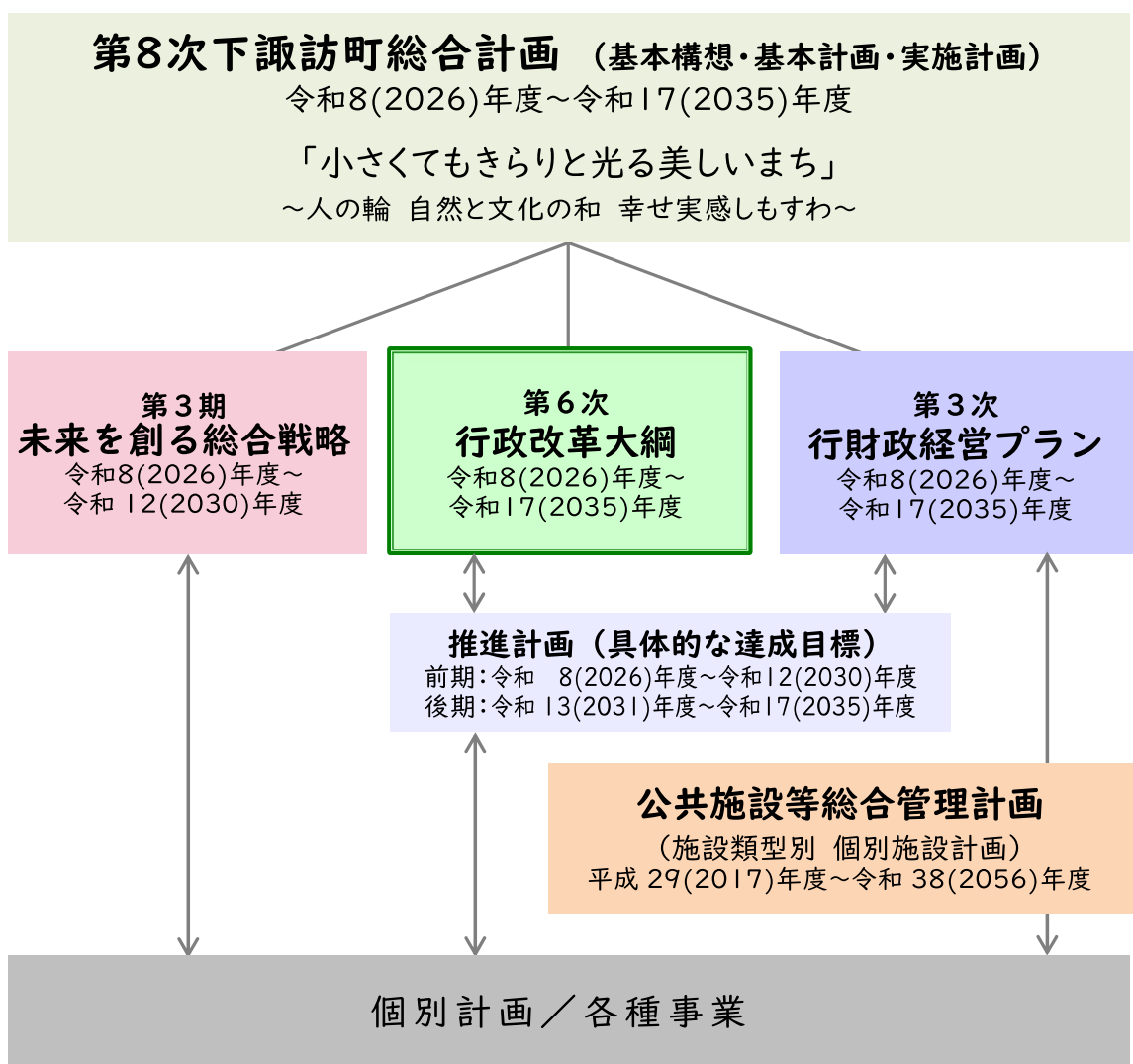
また、新型コロナウイルス感染症の影響を契機に、働き方やライフスタイル、地域との関わり方が大きく変化し、デジタル技術の活用による行政サービスの効率化や住民生活の利便性向上が急務となっています。住民のニーズは多様化し、行政に求められる役割もこれまで以上に広範かつ複雑化しています。

このような中で、人口減少や高齢化という現実を踏まえ、持続可能な行政運営を実現するためには、行政サービスの提供方法や地域との関係性を抜本的に見直す必要があります。限られた人的・財政的資源を最大限に活用し、健全な財政を維持しながらも、時代の変化に的確に対応し、住民にとって質の高いサービスを安定的に提供することが求められています。

## ■ 行政改革大綱の目的

本大綱は、第8次総合計画を頂点とし、その実現を補完する「行財政経営プラン」「未来を創る総合戦略」等との整合を図りながら策定するものです。人口減少・少子高齢化が進む中、行政の持つ経営資源を最大限に活用するうえ、持続可能な行財政経営を行い、住民が安心して暮らせる行政サービスを提供するため、必要な改革の方向性を示します。

(計画の位置づけ)



**基本方針 1 時代の変化に応じた質の高い行政サービスの実現**基本目標 1 人口減少、少子高齢化へ対応した行政サービスの提供

- 【取組の方向性】(1) 効率的な窓口サービスの提供と利便性の向上  
 (2) 行政情報の発信と ICT 活用の推進  
 (3) 多様な住民ニーズの把握

基本目標 2 柔軟で資質ある職員の育成と組織の充実

- 【取組の方向性】(1) 町の将来を支える人材の確保  
 (2) 職員の意識改革と人材育成  
 (3) 業務量の把握と適正な職員配置  
 (4) 職員の働き方改革

**基本方針 2 住民とともに進める協働と連携のまちづくり**基本目標 (1) 住民参画の推進と自主・自立活動支援

- 【取組の方向性】(1) 多様な住民参画の推進  
 (2) 地域の人材育成と活動支援  
 (3) 自主的・主体的な公益活動の支援

基本目標 (2) 民間活力の活用

- 【取組の方向性】(1) 民間委託や指定管理制度の活用推進  
 (2) 新たな官民連携手法の検討

**基本方針 柔軟で持続可能な行財政経営**基本目標 1 財源基盤の強化と財政健全化

- 【取組の方向性】(1) 適正な債権管理による自主財源の確保  
 (2) 新規財源の開拓による財政基盤の強化  
 (3) 事業実施にかかる特定財源の確保  
 (4) 受益者負担の徹底した見直し

基本目標 2 業務効率化と効果的な施策・事業の展開

- 【取組の方向性】(1) デジタル化の推進による事務処理の効率化  
 (2) 事業の廃止、縮小等を含めた業務の抜本的な見直し  
 (3) 補助金・負担金の見直し  
 (4) 計画的な人員配置による人件費の抑制

基本目標 3 公有財産の適切な管理運用による経営健全化

- 【取組の方向性】(1) 公共施設集約化と適正管理、改修平準化  
 (2) 遊休町有財産の解消と利活用

基本目標 4 特別会計・公営企業・第三セクター等の経営健全化

- 【取組の方向性】(1) 特別会計・公営企業会計の経営健全化  
 (2) 土地開発公社・地域開発公社の持続可能な運営体制の構築

## ■ 推進期間と推進体制

---

### 1. 推進期間と推進計画

この大綱の推進期間は、第8次下諏訪町総合計画や第3次下諏訪町行財政経営プランの計画期間に合わせて、令和8年度から令和17年度までの10年間とし、概ね5年を目途にその時点での達成状況や進捗状況を踏まえて見直しを行います。

また、大綱の実現に向けた具体的な数値などによる達成目標を、前期5年・後期5年の期間で「推進計画」と位置付けて策定します。

期間中の推進計画の進捗状況については、P（Plan：計画）D（Do：実行）C（Check：評価）A（Action：改善）サイクルの徹底により常に達成率や取り組み状況を把握するとともに、毎年度その状況を公表することとし、進捗状況の評価に基づく改善・改革に取り組みます。

### 2. 推進体制

- (1) 町長を本部長とする「下諏訪町行政改革推進本部」が中心となり、全職員が一丸となって全庁的な体制で取り組みます。
- (2) 町民の代表で構成する「下諏訪町行政改革審議会」に進捗状況を報告し、提言等をいただきながら、行政改革の取組に反映します。

### 3. 進行管理

行政改革を効率的に推進するため、行政改革推進本部、行政改革推進本部幹事会、事務合理化委員会で進捗状況を点検、管理します。また、広報誌やホームページを利用して進捗状況を積極的に公表します。

### 4. 職員の取組

行政改革の推進は、それぞれの取組みの担い手となる担当職員の目的意識と改革意欲によって大きく左右されることから、職員は「親しみのあるサービスを提供する職員」としての自覚を持ちつつ、「住民サービスの向上」「町民満足度の向上」のために、柔軟な発想、連携意識、コスト意識を持って効率的かつ効果的な行財政経営に努め、行政改革に取り組みます。

## ■ 基本方針・基本目標・取組の方向性

---

### 基本方針Ⅰ 時代の変化に応じた質の高い行政サービスの実現

全国的に進む人口減少や少子高齢化などの変化に対応し、町の課題解決を住民と行政が一体となって進めていきます。新しいニーズを的確にとらえ、誰もが安心して利用できる質の高い行政サービスを提供します。そのために、職員の資質向上と柔軟な組織体制の整備に努め、時代の変化に応じて持続的に成長できる行政をめざします。

### (基本目標・取組の方向性)

#### 基本目標Ⅰ 人口減少、少子高齢へ対応した行政サービスの提供

##### (1) 効率的な窓口サービスの提供と利便性の向上

各種手続の簡素化・迅速化に努め、待ち時間の短縮や「ワンストップ・サービス」など従来の取組みを着実に継続します。そのうえで、コンビニ交付や電子申請、マイナポータルの活用などを拡充し、来庁しなくても申請・相談・証明書取得が可能となる窓口のデジタル化を推進します。

来庁者には、有人窓口の丁寧な対応を維持しつつ、デジタル支援員やサポート体制を整備し、高齢者やデジタル利用が困難な方が取り残されない、誰もが利便性の高い行政サービスを実現します。

##### (2) 行政情報の発信と ICT 活用の推進

住民に町の施策をわかりやすく伝えるため、広報誌やホームページ、SNS など多様な媒体を活用した情報発信を強化します。災害情報や生活情報については、緊急性・即時性を踏まえたプッシュ型通知等の導入・活用を検討し、必要な人に必要な情報が迅速に届く仕組みを整えます。

さらに、AI などの新技術の活用により、住民の関心や行動に即した情報提供を行い、誰もがデジタル社会の恩恵を享受できるよう、新たな広報手段と参加型コミュニケーションの実践に取り組みます。

##### (3) 多様な住民ニーズの把握

住民満足度調査等の実施に加え、ウェブサイトやメール、手紙、SNS など多様な媒体を通じて、幅広い層から意見や提案を受け付ける機会を整えます。

そのうえで、寄せられた意見を客観的に分析し、特定の個人の要求と地域全体の課題に対する要望を区別しながら、政策課題に結び付く提言・提案については緊急性や重要性、費用対効果を踏まえて施策に反映し、効果検証を行います。

また、寄せられた意見がどのように政策に活かされたのか、あるいは反映が見送られた理由についての公表方法を検討し、住民との信頼関係を高めるフィードバックの仕組みを整備します。

## 基本目標２ 柔軟で資質ある職員の育成と組織の充実

### (1) 町の将来を支える人材の確保

人口減少に伴い、社会全体で労働力不足が進んでおり、地方公務員においては、保育士、保健師、介護職といった資格を持った人材の確保が難しくなっていることに加え、若手職員の離職の増加が大きな課題となっています。社会人経験者の採用など、募集要件の見直しを行って優秀な人材を確保するとともに、人事考課や面談を通じて必要な経験やスキル、将来に向けて具体的な道筋を明確にすることで若手職員の定着を図ります。

### (2) 職員の意識改革と人材育成

複雑、多様化する住民ニーズに応えるため、最新の情報を的確に把握し、慣例や前例にとらわれず柔軟な発想や工夫により様々な課題に対応するため、研修の実施などによる職員の意識醸成と人材育成に努めます。また、定年が65歳に引き上げられることに伴い、これまで培ってきた行政経験やノウハウをしっかりと若い世代に継承していくため、上司や先輩職員による必要かつ効果的な助言や指導、引継ぎなどを実施します。

### (3) 業務量の把握と適正な職員配置

急激な社会変化や制度改正等により、一部の職場においては、業務量が配置人員を超える状態となり、過大な負荷がかかっている状況も生じていることから、長時間勤務に依存する職場とならないよう、継続的な業務量の把握に努めます。

把握した業務量を基に、職員配置が適当かどうか、職員数が不足していないかなど、適正な職員数の分析を行うとともに、必要に応じて業務の見直しや組織機構の見直しを行い、その結果を人事異動に反映します。

### (4) 職員の働き方改革

職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの観点から、業務内容や労働時間を見直し、より良い職場環境を整備することで、より効率的で質の高い行政サービスを提供してまいります。残業時間の削減や年次有給休暇、男性職員の育児休業の取得を促進し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すとともに、フレックスタイム制や時短勤務など、職員のライフスタイルに合わせた柔軟な働き方を導入し、多様な人材が活躍できる環境を整備します。

## 基本方針２ 住民とともに進める協働と連携のまちづくり

持続可能なまちづくりの実現には、行政だけでなく、多様な主体との協働が欠かせません。町は、住民が主体的に参画できる環境を整えるとともに、民間の知恵や技術を積極的に取り入れ、効率的で質の高い行政サービスを進めます。

### (基本目標・取組の方向性)

#### 基本目標１ 住民参画の推進と自主・自立活動支援

##### (１) 多様な住民参画の推進

今後のまちづくりに欠かすことのできない住民による積極的な行政参画を促すため、地域コミュニティや各種団体などとの連携や協働をさらに推進します。

各種委員会や審議会における委員選考において、バランスの取れた人選が行われるよう、多様な住民参画の推進に関する呼びかけを定期的に行うほか、制度と委員募集について広く周知することで、各種団体の代表や公募による住民の参画を促進します。また、パブリックコメント等の実施を通じた参画により、住民全体の意見の反映を図ります。

##### (２) 地域の人材育成と活動支援

地域の力を引き出し、多様な主体の声を町の取組みに活かすため、人と人とのつながりや協働の大切さを学ぶ機会を設けます。若者や子育て世代、高齢者など幅広い世代が地域づくりに関わるきっかけをつくり、活動を支える人材を育成します。あわせて、住民団体やボランティアの取組みを支援し、継続的に活動できる環境を整えます。

##### (３) 自主的・主体的な公益活動の支援

住民や地域コミュニティなどの自主的・主体的な公益活動を支援する「地域の活力創生チャレンジ事業補助金」や「公会所整備事業補助金」による地域コミュニティの活動拠点整備にかかる直接的な支援の実施とともに、自主的・主体的な公益活動の輪が広がるよう、県や関係団体で実施する支援事業の紹介や申請等にかかる相談体制の充実に努めます。

#### 基本目標２ 民間活力の活用

##### (１) 民間委託や指定管理者制度の活用推進

民間のノウハウやアイデアを活用することは、サービスの質的向上、運営経費の縮減、業務効率化等に効果的であるとの考えから、民間事業者との連携や公共施設の管理において、指定管理者制度の適切な活用を推進します。

##### (２) 新たな官民連携手法の検討

新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的な公共施設の整備等を進めるため、官民連携手法の導入を検討します。

また、人口減少や気候変動など、社会課題が複雑化するなか、持続可能で質の高い公共サービスやインフラ整備を目指し、従来の官民連携手法を超える柔軟で様々な連携方法を模索してまいります。